

平成 21 年 5 月 1 日
文化庁文化財部参事官（建造物担当）
修 理 企 画 部 門
整 備 活 用 部 門
震 災 対 策 部 門

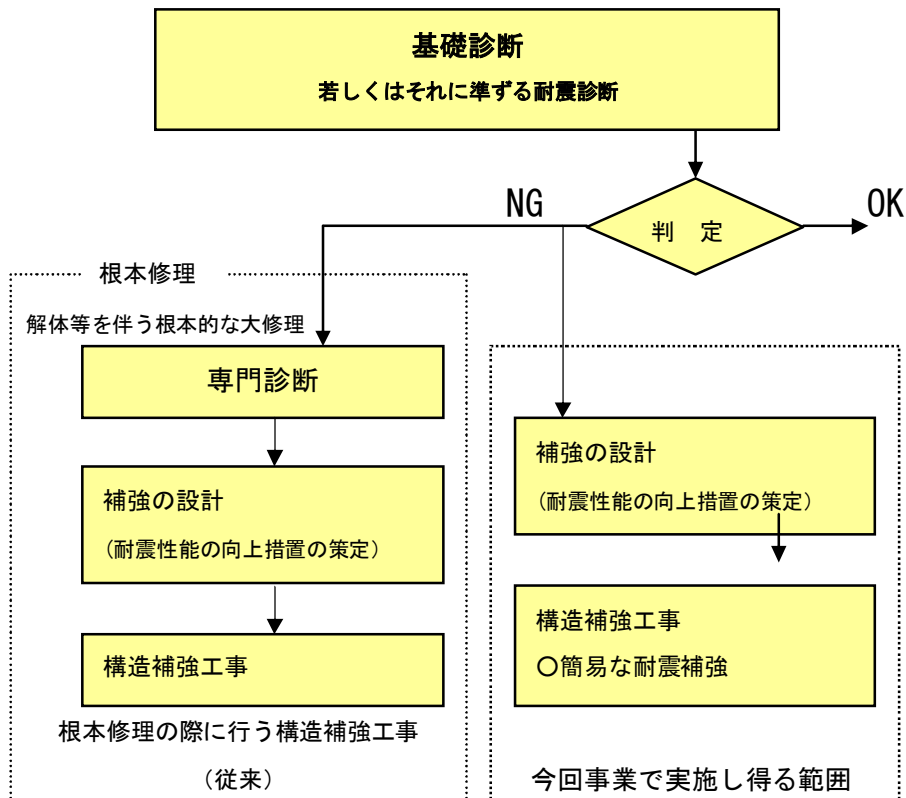
重要文化財（建造物）耐震対策工事業 取り扱い要領

1. 補助の趣旨

重要文化財（建造物）は、建築基準法の適用が除外されるが、一般の建造物と同様に大規模な地震に備えて構造特性に即した安全性の確保が求められる。文化庁では、重要文化財（建造物）の耐震性能の確保を急務と考え、平成11年4月に重要文化財（建造物）耐震診断指針を策定し、耐震性能の向上措置にかかる考え方等を示してきた。

従来の重要文化財（建造物）の耐震対策については、建物を一旦解体し、補修後組み立て直すような根本修理の際に、必要に応じて構造補強を実施してきたが、時間や経費がかかるため未だ実施件数が少なく、根本修理に至らない建物についても緊急な対応が求められている。こうした状況を踏まえ、本格的な耐震対策が未施工なものについて、修理を伴わない簡易な耐震補強を行うことにより、地震災害による被害の軽減を図る必要がある。

本事業は、重要文化財（建造物）のうち、当面根本修理を実施しないものについて、耐震性能の向上および耐震性能を補完するための措置を講ずるものである。



2. 補助の基準

- (1) 当該補助事業名称は「重要文化財（建造物）耐震対策事業」とし、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」における「3. 補助対象事業、（1）建造物、イ管理事業」の一部として実施するものとする。
- (2) 当該補助事業は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月8日文化財保護部長裁定）に基づく「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」（平成13年4月10日）による耐震基礎診断、若しくはそれに準ずる耐震診断をすでに実施しているものを対象とする。
- (3) 補助対象とする事業の内容は以下の通りとする。
 - (ア) 耐震性能強化に必要な工事
 - (イ) 耐震性能の向上措置の策定に必要な委託等（設計監理・技術指導）

3. 補助対象経費

- (1) 主たる事業費は、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要綱」の別紙が示す対象経費の区分のうち、「ア. 建造物（ウ）耐震対策工事経費」によるが、具体的な経費としては次のものとする。
 - (ア) 耐震性能強化を図るための装置あるいは設備の設置工事費
 - (イ) 耐震性能強化を図るための装置あるいは設備を設置するために必要な仮設・解体・復旧等の工事費
 - (ウ) 委託料：設計監理料（耐震性能の向上措置の策定（補強に係る実施設計を含む）および施工監理に係る経費）
 - (エ) 委託料：技術指導料（文化庁の承認を得た者の技術的指導に係る経費）
 - (オ) その他
- (2) その他の経費は、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要綱」の別紙が示す対象経費の区分のうち、「事務経費 ア. 建造物（ウ）耐震対策工事」によるものとする。

4. 技術指導および設計監理

- (1) 事業実施にあたっては、設計監理に文化庁の承認を得た主任技術者を使用しなければならない。ただし、事業の規模が小さく、内容が簡易で、特に文化庁が認めた事業については、文化庁の承認を得た者の技術指導を受けることでこれに代えることができる。
- (2) 前項但書の技術指導の内容は以下のものとする。
 - (ア) 重要文化財（建造物）の価値を形成する材料、工法・仕様、意匠の考え方
 - (イ) 文化財的な価値を損なうおそれのある行為
 - (ウ) (ア) (イ) の考え方を施工する際の留意事項や参考となる施工例について

(エ) その他必要な事項

(3) (1)(2)の場合の文化庁の承認を得た者とは、次の(ア)及び(イ)に該当する技術者を指す。

(ア) 「登録有形文化財建造物修理の設計監理にかかる技術的指導について(通知)」(平成17年3月14日付け16庁財第390号)で、事務簡素化の趣旨から、補助事業ごとの承認を要しないと定めた団体(別表)に属する者

(イ) 「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」(昭和47年8月3日、庁保建第146号)の第2の基準を満たしている者

5. 補助金交付申請書に添付が求められる書類

- (1) 基礎診断書：基礎診断等の結果を示す書類。
- (2) 事業計画書：耐震性能強化を図るための措置を具体的に示す仕様書、積算内訳書、工程表、図面などの設計図書、補助事業に係る収支予算書等(別添事業計画書様式を参照のこと)。
- (3) 申請者の財産規模又は収支及び財産の状況に関する書類。
- (4) 設計監理に主任技術者を使用する場合は主任技術者の承認申請書あるいは届出書。
- (5) 文化庁の承認を得た者の技術的指導を受ける場合は技術指導者の承認申請書もしくは届出書。

6. 実績報告書に添付が求められる書類

- (1) 事業収支精算書、実施仕様書、実施設計図などの各種書類。
- (2) 文化庁の承認を得た者の技術的指導を受けた場合にはその技術的指導記録。

7. その他留意事項

- (1) 耐震性能強化を図るための措置が重要文化財としての文化財的な価値を損なわないものとなるよう、あらかじめ文化庁文化財部参事官(建造物担当)担当部門と十分に協議することが望まれる。
- (2) 耐震性能の向上措置については、「重要文化財(建造物)基礎診断実施要項」(平成13年4月10日)の第3章に沿うものとする。